

平成24年第1回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（1月24日）

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 閉議及び閉会宣告
- 署名議員

平成24年第1回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成24年1月24日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第 1号 工事請負契約の変更について(平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事)
日程第 4 議第 2号 備品購入契約の変更について(平成22年度南伊豆町新庁舎備品購入)
日程第 5 議第 3号 工事請負契約の変更について(平成23年度南伊豆認定こども園建設工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	8番	梅 本 和 熙 君
9番	齋 藤 要 君	10番	渡 邊 嘉 郎 君
11番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 鈴木 史鶴哉 君 副 町 長 渥 美 幸 博 君

教 育 長	渡 邊 浩 君	会 計 管 理 者	奥 村 豊 君
総 務 課 長	松 本 恒 明 君	企 画 調 整 課 長	谷 半 時 君
建 設 課 長	藤 原 富 雄 君	産 業 観 光 課 長	山 田 昌 平 君
町 民 課 長	山 本 信 三 君	健 康 福 祉 課 長	大 年 清 一 君
教 委 事 務 局 長	大 野 寛 君	上 下 水 道 課 長	飯 泉 孝 雄 君
総 務 係 長	大 野 孝 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	栗 田 忠 蔵	主 幹	大 年 美 文
-------------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成24年第1回南伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 清水 清一 君

9番議員 齋藤 要 君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君） これより議案審議に入ります。

議第1号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本日は、平成24年第1回臨時会、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたびの新庁舎の完成に伴いまして新装になりました議場での初議会であります。我々職員一同、さらに気を引き締めましてそれぞれの業務に取り組んでまいります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号 工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年11月24日、随意契約により請負額5,722万5,000円で西日本電信電話株式会社静岡支店が請け負った南伊豆町新庁舎建設通信設備工事の請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、新庁舎通信設備工事の完成を前に現場精査したところ、設計数量、設計設備などに多少の増量が発生したため、当初の契約額を変更するものであります。

変更内容の主なものといたしましては、サーバ設備の耐震化を図る工事や、役場機能をより活用しやすくするために情報系及び基幹系の端末の増設などが挙げられます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君） 提案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 今、町長から説明がありましたが、サーバ設備の耐震補強とIT端末の増設について、いま一つ詳しい説明をお願いしたいと思います。

この庁舎は耐震設計をするということであったんですが、一つはどのようにしてサーバ設備の耐震補強がなぜ必要なのか、どういう工事が必要としてそれを補強したのかということ。IT端末の増設に関しては具体的にどういうものを、数も含めてどういう設置をしたのか。その点についてご説明をお願いします。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

まず、サーバ設備の耐震補強でございますが、庁舎が、床面から、直接我々が歩く面とは高さが違います。というのは、床が若干浮いているというか、になっていますので、そこへサーバ等を置いているわけでございますけれども、耐震化をより図るために床に直接固定する方式に変更した部分がございます。おおむね、工事内容としましては40万程度になるかと思えます。

IT端末の増設でございますが、役場の中は無線ではなくてLANケーブル等が張りめぐらされているわけでございますが、やはりいろいろな設計とか当初想定していなかった部分にも必要であったということで、IT端末を10カ所、接続端末を10カ所ほど増設いたしました。全体で約10%ぐらいになるんですけれども、その10カ所のIT端末を増設というのが約30万ぐらいの工事費ということで、今回の変更をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） サーバの当初の設置が、いわゆるOAフロアの上に設置するような設計になっていたと。それを、ベースの基盤に設置をすると。それが約40万ですか。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 細かな数字はまた後でお答えいたしますけれども、約40万の額になります。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 質疑ないものと認めます。

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号 工事請負契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君） 議第2号 備品購入契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎備品購入）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第2号 備品購入契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年6月9日、プロポーザル方式による随意契約により、契約額2,730万円
で株式会社スワベ商会下田支店に発注した南伊豆町新庁舎備品購入の契約の変更について、

地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、町民にわかりやすい役場を目指し、庁舎内のサインの充実を図るため、また収納スペースを確保するための備品などの追加購入を行うため、契約額の変更を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○6番（稲葉勝男君） 6番、稲葉です。

この契約は変更契約で、1,179万2,550円の増。これで変更総額3,900、要するに43%のアップになるんですね。この43%アップ、この理由として庁舎内サインの増設、備品の追加購入。これは現在の業者の方でなければできないのか。新たにほかの業者の方と見積もり合わせとか、そういうことができる案件かどうか、その辺を一点お聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

町長が申しあげましたように、変更内容が庁舎のサインの充実ですとか備品の変更等がございます。というのは、トータルとして設計なりに対応なりということを考えていますので、まずはサイン等につきましてはデザインが当然似てくることですので、他の業者ということにはいかないということ。

それから、備品につきましては、当初古い書庫ですとかそういったものの利用も考えたんですが、寸法だとか機能性ですとか設置の手間暇等を考えると余り機能的ではないということがありまして、より書類等の保存量をふやすためにはどうしたらいいかというようなことをトータルで考えた場合に、新たに業者を入れてやるということは非常に混乱を生じる可能性があるということ等を考えまして、変更増ということをお願いしているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

○6番（稲葉勝男君） 今の総務課長の説明で内容的なものはわかるんですけども、ただ、43%という非常に大きい金額。普通の変更ですと、幾ら上限、下限はないにしても、普通今までの例からいくとほとんど43%アップなんていう変更契約というのは、私も今までこうい

うのは初めてなものですから、非常に町民にとっても、皆さん不信を抱く要素になる可能性もあるわけですよ。

できれば、今までやっていた業者だからそのまま随契でやるという、その辺の説明がつくような形でやっていかないと、非常に今後のいろいろな行政の中のあれが大変になると思うものですから、我々はこうやって説明を受けたから今わかるんですけども、町民の方にも納得がいくような方法をとられたほうがいいというふうに私は感じるものですから、どうですか、総務課長さん。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

当然、世の中が不景気だとかという中で、皆さん大変ご苦労されている中で、確かにおっしゃるように43%変更増ということで、不信を招きかねないことは我々も十分承知しているつもりでございます。

それでは、ちょっと内容を説明させていただきたいと思います。変更の内容でございます。

まず、庁舎内のサイン、町民憲章ですとか各課の表示、誘導表示、玄関を入れてきてまず左側に町民課、健康福祉課ということで、1階、2階、3階まであります。おりるときも、歩いていっていただければ各フロアに、2階でしたら1階の案内とか、非常にデザイン性にすぐれた、色別にした、町民の方が迷わないように、より親切にというつもりでいろいろデザイン等を考えた表示板等に約500万の設置であります。当然、ホールの入り口に町民憲章とかありますが、そういったものも含めてでございますが、単純に建設課、総務課というような看板ではありません。そういったものがあります。

それから、職員用のワゴン、机がありまして、今までですと片側に引き出しが固定されているものなんですけど、今回のものは机の横に袖机というんでしょうか、袖とワゴンは分離されております。ですので、非常に機能的なんですけど、当初は職員が1つの予定でした。ただ、やはりいろいろ調べていく中で書類も多いと、幾らIT化が進んだとはいえ、まだ電子自治体に完全になり切っていない状態の中で書類も多いという中で、職員に1個充てのワゴンを2個にしました。そのワゴンが約200万円です。

それから、職員用の机の幅なんですけど、当初1.2メートル、1,200で数えていたんですけど、1.4メートルに広げたということです。作業スペース等を考えて1.4メートルにした。これが約100万円増でございます。

それから、書庫、倉庫への掲揚などの設置であります。中2階の奥に大きな倉庫がござい

ます。各課の奥とか横にも倉庫とか物置的なものがあるんですが、その中に棚が設置されており、先ほども言いましたように、古い庁舎のロッカーですとか書庫を持ってくるつもりでいたんですが、予定していたんですが、寸法ですとか機能性、再設置の安全性等を考えて、新たに購入したほうが機能的で安全であるということで、それで約300万。1,100万の増というところでございます。

それが、トータルで寸法、デザイン等を考えていたということで、今回新たな入札等にかけないで随契でお願いしたというようなことでございます。ぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（梅本和熙君） 稲葉勝男君。

○6番（稲葉勝男君） 今総務課長から聞いた話はわかるんですけども、結局、町民からすればさのではなからうかと、最初の見積もりが。そういうふうにとられる可能性もあるわけです。例えば、庁舎建設をやっていて下に岩盤が出た。それは地上からわからなかったからというようなあれではなくて、最初からこういうものを入れることは事実決まっていることで、それが寸法がどうのこうのと、今総務課長はいろいろおっしゃいますけれども、確かに使いやすいほうがいいんですけども、町民からするとそういうふうには、最初の見積もりがさのではなからうかと。要するに43%も金額が上がるということ。そういうところが非常に理解されないか疑問ですから、今後いろいろな面で総務課長にお願いするのは、慎重にそういうところを選んでいただきたい、そういうふうには要望ですけども、していただきたいということで私の質問は終わります。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 10番、渡邊。

今、同僚議員が質問したわけですけども、そういう中で、町長の説明あるいは総務課長の説明等の中身はわかりました。しかし、43%から50%の追加ということです。では、プロポーザルの審査員はどういう方たちが、このプロポーザルで審査をしたんですか。その審査員のメンバーをちょっと教えていただけますか。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） プロポーザルは役場の職員、管理職でございますが、等が当たりました。ちょっと今メンバー表を持っていませんので。

当然、プロポーザルですので単純に価格が安いだということではございません。プレ

ゼンテーションの我々に対するアピール度とか、こういった機能があるとか、こういったことをこの会社は進めているだとか、町民にわかりやすいサインを提示できるとか、そういったことを総合的に考えまして、その配点がありますので、例えば全部で10点のうち価格で3点ですとかといったように総合的に考えます。そういったことで判断したものでございまして、単純に随契ということではありません。

○議長（梅本和熙君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 私はそういうことを聞いているのではなくて、ここにいらっしゃる町のシンボルの課長さんたちが30年から役場に勤めているわけです。そして使いよさ、使い勝手というのはおのずからわかっているわけです。そういう中でプロポーザルの設定を、よしあしはいずれにいたしましてもチェックしている。これもしている、あれもしている、こういうことはこういうふうにしたいということはおのずから最初にわかっていることであって、そういうことは今後、やはりもう少し慎重にチェックして、そして発注していただきたい、そういうふうに思うわけです。

その辺は、本当にプロポーザルをチェックした人たちのミスも一つあると私は思いますよ、これは。ですから、そういうことを同僚議員も言われたんだと思います。そうしないと、町民は、見ている側は納得しないという気がするわけです。

そういうことで、今後どんなことでも慎重にかかっていただきたい。40%も50%も追加が出るなんていうことは大体考えられません。1割ぐらいならまだまだわかるわけですけれども、そういうことを、僕のほうから注意と要望だけはしておきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） わかりました。申しわけありませんでした。十分気をつけて対応していきたいと思います。

○議長（梅本和熙君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 私の考えていた質問は、庁舎内のサインの増設とか追加購入の中身についてお答えになったのが一つでした。

もう一つは、変更契約に当たったことなんですけれども、これは確かに当初のプロポーザルの提案にはなかった。それ以外のものでの追加という認識ができました。庁舎を設計する段階で、庁舎建設検討委員会等の報告も受けてきましたけれども、この追加提案に当たったの、私の意見も含めて認識をお聞きしたい。

それは、いわゆる経済情勢が厳しい中でこういう新しいものを建てていくという点では、住民の皆さんの感情がもちろん、さまざま私も受けたり、議会の皆さんあるいは役所の皆さんも受けると言うんですね。

同時に、この庁舎という建物が先々、今までの庁舎は50年使ってきたんですけれども、これから50年、いや、それ以上使っていくという点で考えた場合に、やはり日常的にトータルというだけではなくて、その先々耐え得るようなものという点でいうと、私も町民の皆さんに、今まで使ってきたもので使えるものは、そのまま50年あるいはその先使えるかという、そうでもないというものがあるし、そういう点では切りかえて、今後の先々の見通しを持ってということであるんですけれども、そういう点ではプロポーザルをやる点では旧来のものを使うとか、あるいは経費節減ということが意識にあって、その点での逡巡があったのではないかというふうに思います。

ただ、同時に、今回追加してもらいましたけれども、きょう初めての議会ですけれども、私もこのいすに座ってみて、机の下に書類を置けないとか、議案を見るのに、これがまた追加していくのではないかなと思ったりするんですね、使い勝手の問題で。そういう点というのは、やはり節約してやっていくとどうしても出てくるのではないかというふうに思うんですね。そういう点は、今後の教訓というんですか、物をつくる際の、ぜいたくはしないけれども必要最小限のものというのは、さまざまな意見を吸い上げてやるということがどうしても必要ではないかと。庁舎建設委員会とかそういうものもあつたけれども、いろいろな意見、使う人の立場に立った、そういう点が必要ではないかと。

今回の現契約に対する変更契約というのは確かに多いんですけれども、使い勝手からすれば必要なものだという認識はありました。スペース的には、職員の皆さんが仕事をするスペースを見ても、わきを歩く通路も、これも絞ったのかという思いがあるぐらい絞ってやっているというのを感じて、全体の本体工事費が6億数千万という絞り込みをしたという点では同意をされてきているんですが、今後のこういう備品購入に生かして、また新たな事業が出た際に、プロポーザルでの視点に生かしてほしいと。細かな意見でも吸い上げる観点ですという、また違うのではないかという思いがします。現に、これを使っても荷物を置いたり書類を置くのにどうかという思いがするもので、そういう思いもします。

私も去年の8月まで病院組合議会にいて、今病院が立ち上がりつつありますけれども、あの問題も使い勝手の点でさまざまな調整している。ただ、本体に関してはプロポの中で業者におさめてもらっているという、これは今回の契約変更とは違いますけれども、ぜひ生かし

てほしいと思うんですが、その点について改めてご認識があればお答えいただきたい。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

先ほどから申し上げましたとおり、我々は予算があるから単純に新しいものを買うという認識は毛頭ございません。実際、古い庁舎の備品につきましても、まず残っているものは小中学校、認定こども園、保育園、そういったところを再優先して、いす、ロッカー等を配分いたしました。あと、消防署ですとか商工会、観光協会、あと各区全7区ありましたが、その皆様方に必要なものがありましたらロッカー等をお持ちくださいというようなことで、ほとんど持って行っていただきました。残ったものは旧規格、Bサイズだったころの机ですとかロッカーですとか、ちょっと使用に耐えないようなもの、そういったものが残った、そういうように認識しております。

当初、販売しようかという話までいったんですが、解体の期限が迫っているというようなことでそれもできなかったというところがございますが、ほぼ有効に再利用されているというふうに認識しております。

それから、予算内で何とかおさめますので、そうはいつでも約8億の大金をかけた庁舎備品ですので、当然我々としても、今議員がおっしゃったように50年といわず60年も何十年も残していきたいというふうには思っています。それは、やはり我々が税で生活している、給料をもらっている、税の負託にこたえなければならぬ。それが職務だということは職員に常々、町長からも庁議等で伝えているところがございますので、そういった認識を新たにして、この庁舎の備品、庁舎の利用等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 3番の吉川でございます。よろしく申し上げます。

今の総務課長のお話、ありがとうございます。そして、私はもちろんこのプロポーザル等にも参加はしておりませんでしたけれども、ちょっとお伺いしたいんですけれども、前の庁舎のところで使われた備品ですね。備品はいろいろと消防署とか認定こども園に使われていったと思うんですけれども、現実問題この新庁舎で使うという、確かに規格が違うことは事実だと思いますけれども、使う気はなかったのか。結局、私からすると、7億、8億かかっ

たと言いますけれども、結局ここでそれだけ現実にお金がかかったことは事実でございますので、これの再利用ということを中心に考えなかったのか。考えてはいらっしやったと思うんですけども、この庁舎で使うということは考えてはいなかったんでしょうか。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

全く使っていないわけではありません。一部分持ってきているものもありますし、当初から一部予定していたものもございます。

先ほどもちょっと申し上げましたように、寸法が合わないだとか、これは初めからわかっていることだと言われればそれまでなんですが、寸法が合わないですとか、我々が使っている書庫、机等は基本的にはBサイズのときの規格であります。今はA4、A3の時代ですので、それで規格が合わないですとか、安全性ですとか、旧庁舎につきましてはロッカーとか書庫はコンクリート床に直接穴を掘ってボードで固定している、そういった方式です。ここは高床式というか、床がちょっと高くなっていて、その下をケーブル等が通っている、そういった方式ですので方式も違うと。そういったことをいろいろ考えた中で、どちらが将来に向かって有効かということと比較考量した中で、こういう形になったというところと認識しております。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第2号 備品購入契約の変更について（平成22年度南伊豆町新庁舎備品購入）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君） 議第3号 工事請負契約の変更について（平成23年度南伊豆認定こども園建設工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第3号について、本件は工事請負契約の変更についてであります。提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年7月1日、指名競争入札により、請負額3億7,800万円で長田・平井特定建設工事共同企業体、代表者、長田建設工業株式会社が請け負った南伊豆認定こども園建設工事の請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、認定こども園建設工事での町有林の木材活用と子育て支援センターに管理上必要な機器の設置を行うため、当初の契約額を変更するものです。

変更内容としましては、加納字南野山風力発電施設付近の町有林のヒノキを使い、動物の形の遊具2基と半円形のベンチ3基を園庭に設置するとともに、併設する子育て支援センターの管理費を明確化するために電気及び水道の使用量を計測する子メーターを設置するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 2番、宮田です。

ベンチの設置、また遊具、子育て支援センターの電気、水道メーター等々、これは最初からわかり切ったことではないですかね。3億7,800万ですか、この中に最初から入れてもおかしくないようなものではないかと思うんです。

あと一つ、ベンチまた電気、水道メーターの明細ですか、どのくらいかかっているのか、それを教えていただければありがたいです。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

議員言われるように、当初からわかっていたのではないかとということでございましたけれども、今回のただいま建設しております認定こども園は木材を使用した建物でございます。そうした中で、当初子供の遊具につきましても既製品である鉄製のものを用意しようかなという計画でありましたんですけれども、木材で建てる建物なので町有林を使った温かみのある遊具にしようということで、今回計画させていただきました。これにつきましても、当初木材を使うという計画を上げておりませんでした。だんだん計画を進める中で、それであれば当然木材を使ったというものがいいのではないかとということで、途中で変更させていただいたということでございます。

それから、子育て支援センターの子メーターの関係ですけれども、子育て支援センターにつきまして、教育委員会教育費ではなくて福祉費のほうで上げております。

今回、子育て支援センターをつくるに当たって、県から建物についても、また管理をするに当たっての保育士の人件費等々の補助をいただいております。そんな関係と、今後国等でも今こども園の施策を進めています。今後、管理費のほうで補助金等もつくのではないかとということも考えまして、それであればやはり管理上ちゃんとしておいたほうがいいのではないかとということで、子メーターをつけて明確化させていただきたいということでございます。

それから、その他で、今回、利便性を確保する上から、情報の掲示板であるとか洗濯物を干す物干し台とか小さな変更もございました。町有林の木材の活用につきましては約58万円であります。これは伐採であるとか運搬費、それから加工、組み立てもろもろ合わせまして58万円。それから、子育て支援の子メーターにつきましては約50万円でございます。電気関

係で31万8,000円、水道関係で18万2,000円と、それからの他の軽微な変更で28万円。以上で135万円ということでさせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 先ほどの件も、2号も3号もなんですけれども、まず段取りですね。段取りちょっと言われていますけれども、皆さん頭脳明晰ですので、経験も豊かでございますので、その点については先を読んで、これからずっと予算を立てていただきたいと、こう要望して質問を終わります。

○議長（梅本和熙君） ほかに質疑はございませんか。

稲葉勝男君。

○6番（稲葉勝男君） 関連質問みたいななんですけれども、今回の木材を使用した遊具、非常に私は喜んでいます。というのは、ずっと町有林の有効活用ということで、こども園も町有林長の活用やってきましたけれども、今回町有林を本当に活用したこういうベンチと遊具ができたということに対して、本当に感謝しております。

それで、これに関連して総務課長にちょっとお聞きしますけれども、今後、町有林の活用、今回非常にいい活用をしたと思うんですけれども、またこういう、町の事業とかに活用するために何か今考えているところはありますか。その辺をひとつ、関連で申しわけないですけれどもお願いしたい。

○議長（梅本和熙君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

はっきり申し上げまして、今のところ計画はございません。ただ、公共施設の木材利用等の法律、県の計画等が進んでおりますので、当然町としても分収林等の関係があつて、なかなか処分ができない状況であります。そういう中で、いつまでも放置しておいていいものかという、余りよくないことは皆さんご承知のとおりだと思いますので、財政等を見ながら、あと国土、町土を荒らさないためにどうしたらいいかということ等を総合的に考えながら、やっていきたいというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 3番、吉川でございます。よろしく申し上げます。

この契約の変更要因の中の子育て支援センターの電気、水道メーター等の設置なんですね。再々、一般質問のところで子育て支援センター、認定こども園のことについては質問させていただいたんですけども、今物すごく根本的なところをねらいとしまして質問しますと、今まで私が思っていたのは、認定こども園と子育て支援センターというのは全く別個のものなんだと。ということは、同僚議員も申しましたけれども、電気とか水道メーターというのは当然離されていて当たり前だったのではないかと思うんですね。

というのは、結局私の質問の趣旨は、今まで子育て支援センターというものを局長がどうお考えになっているのかというところを、とってつけただけの子育て支援センターではないということを確認してもらいたいですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 今まで子育て支援センターというものはございませんでした。現在も、こういった子育て支援はやっているわけですけども、今回建設を予定しております子育て支援センターはちゃんとした保育士を置いて、子育てに関する情報であるとか、相談等を受けたりとか、そういう施設が今までございませんでした。今まで健康福祉課のほうで「ありんこ」という団体がありまして、そちらのほうで支援しておりましたけれども、私の考えているのは、やはりそういった総合的に支援できる場所。単に集まってやるのではなくて、やはり情報の発信等々を含めた中で総合的にできる場所というのが子育て支援センターというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） まさにそのとおりだと思います。しかし、設計図云々から見たって入り口すら違うんですね。子育てセンターとは。今さらながら電気、水道メーターの設置をしなければならない、するんだというこの考え方なんですけれども、これはやはり私はいかななものかなと。それこそ、まさに事前の準備の浅ましきではないですけども、ちょっと浅はかだったのかなという気がするんです。

子育て支援センターは非常に重要なセンターだと思います。こういうことは本当にやっていただきたいとは思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（梅本和熙君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君） 質疑ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（梅本和熙君） 原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（梅本和熙君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第3号 工事請負契約の変更について（平成23年度南伊豆認定こども園建設工事）は、
原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（梅本和熙君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（梅本和熙君） 本日の議事件目は終了したので、会議を閉じます。

臨時会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成24年第1回南伊豆町議会臨時会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 梅 本 和 熙

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 齋 藤 要